

性暴力に関する“誤解”

被害者は若い女性？ 女性に限らず、男性も被害に遭っています。子どもや高齢者が被害に遭うことも。また、相手が同性であっても、同意のない性的な行為は性暴力です。	暗い夜道で知らない人から？ 加害者は交際相手、元交際相手、職場の関係者、配偶者など、大多数は被害者が知っている人です。また、発生場所や時間もまちまちで、夜間とは限りません。	そんな恰好してたから？ どのような服装であっても被害に遭うことはあります。被害者が悪いと責めるのは二次被害を与えることに。どんな服を着るかは個人の自由。悪いのは加害者です。
本当に嫌なら逃げるはず？ 突然、相手から抱きつかれたなど、とっさのことで逃げたり声を上げることができないこともあります。積極的なYes が確認できなければ同意したことにはなりません。	部屋に入れたのが悪い？ 1つの行為に同意したからといって、全ての行為に同意したことにはなりません。部屋に入れたから、手をつないだから、キスをしたから「全てOK」ではないのです。	夫婦・恋人ならいつでも OK？ 配偶者や恋人同士であっても同意は必要です。相手の意思をきちんと確認しないと、性被害や性暴力を生むことに。お互いのコミュニケーションがとても重要です。

「性暴力」「性犯罪」というと、自分には関係のないことと思いがちですが、身近なところにまで被害は広がっています。プライベートな画像は送らないなど、「ネットリテラシーの向上」も喫緊の課題となっています。



相談機関のご案内

越谷市女性・DV 相談支援センター
●048-963-9176
月～金（年末年始・祝日を除く）
10：00～12：00／13：00～16：00
●048-970-7415
水・金（年末年始・祝日を除く）
17：00～20：00

越谷市 男性のための電話相談
●048-971-6201
毎月第2土曜日 13:00～16:00
(祝日を除く)

With You さいたま(埼玉県の相談)
●048-600-3800 10:00~20:30
 月~土 (年末年始・祝日・第三木曜を除く)

アイリスホットライン 24時間 365 日受付
(埼玉県の性暴力被害相談電話)
●0120-31-8341 または #8891



市のHPでは他の相談窓口もご案内
しています

発行：越谷市 市長公室 人権・男女共同参画推進課
越谷市越谷ヶ谷四丁目 2 番 1 号 電話：048-963-9113（直通） メール：jinkendanjo@city.koshigaya.lg.jp

令和6年度（2024年度）版
越谷市 教職員向け男女共同参画リーフレット

“多様性”だけじゃない
「性」のはなし
～性的同意と刑法改正等について～



「性」は全ての人の「生」に関わること

“SRHR”(Sexual and Reproductive Health and Rights／性と生殖に関する健康と権利)という言葉をご存じでしょうか。自分の意思で性や自分の身体のこと決定し、守ることができる権利のことで、全ての人の生き方にも関わる大切なことです。

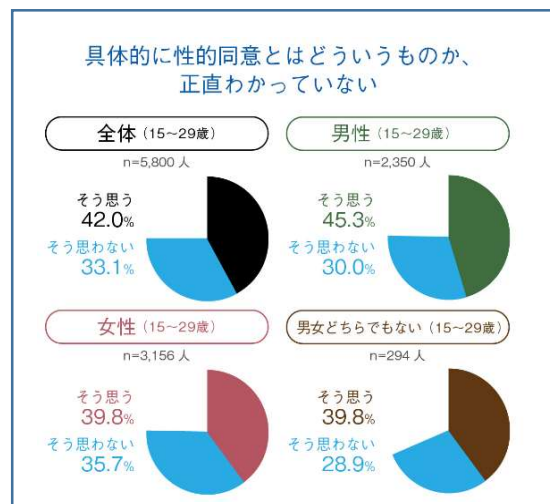
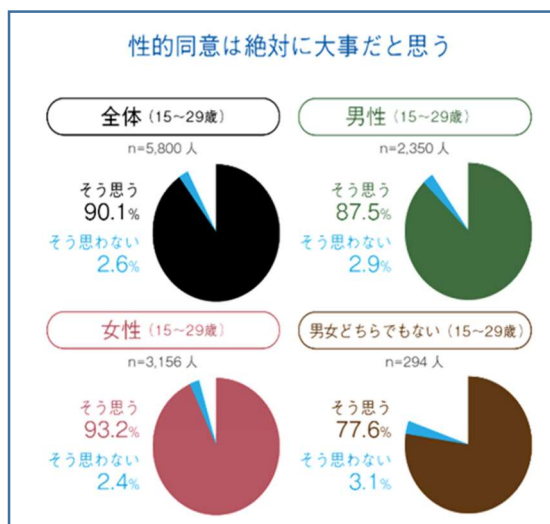
近年、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性が広く認知されるようになりましたが、それぞれの人が性的指向、性自認、性表現を含めた「セクシュアリティ」について自ら自由に定義できることも、SRHR の重要な要素と位置づけられています。



日本では未だ、性に対する知識やリテラシーが不十分であり、性暴力や偏見なども根強く残っています。令和5年7月には刑法の改正等により、性犯罪が厳罰化されました。正しく知ることが、被害者にも加害者にもならないこと、そして被害を生まないことにつながります。なかなか話題にしづらい「性」についても、意識のアップデートをしていきませんか。

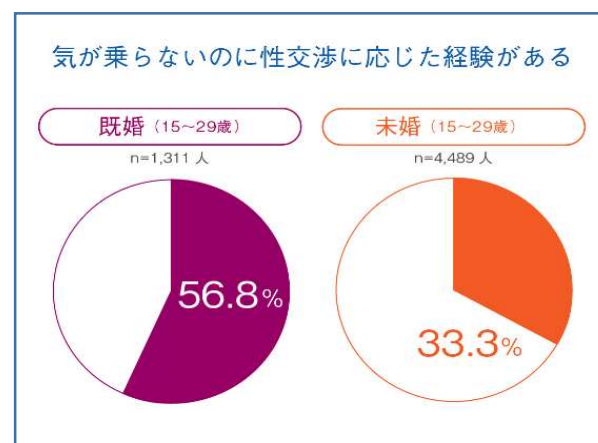
ご存じですか？「性的同意」

性的同意とは、性的な行為の際にお互いが積極的にその行為を望んでいるか確認をとることをいいます。ここでいう性的な行為とは性交渉だけでなく、手をつなぐことや、ハグやキスなど相手の身体に触れる行為全般を含みます。



国際協力 NGO ジョイセフが 15～29歳を対象に実施した「性と恋愛-日本の若者の SRHR 意識調査 2023」によると、性的同意について「絶対に大事だと思う」が9割を超えた一方、「具体的に性的同意とはどういうものか分かっていない」の回答も4割を超えており、重要性は知っていても具体的な理解にまでは至っていない状況が見られます。

また、気が乗らないのに性交渉に応じた経験があると回答した人は未婚の人で約3割、既婚の人では約6割に上ります。夫婦であれば性的行為に応じるのは当たり前という考えも未だ残っているようですが、「結婚」＝「いつでも OK」という保証ではありません。



資料:国際協力 NGO ジョイセフ「性と恋愛-日本の若者の SRHR 意識調査 2023」

「性的同意」気を付けるべきポイントは

- ① お互いが対等な関係であること
上司と部下、教師と生徒、先輩と後輩、仕事の発注元と受注先など、立場による上下関係や力関係がある場合、力の弱い側が「No」と言いづらい場合があります。性的な行為に応じなければ嫌われるかも、と思ってしまうなら、その関係性自体を見直してみる必要があるかもしれません。
- ② 相手が「No」と言える環境であること
相手が泥酔していたり、意識のない状態では同意は取れません。相手が恐怖を感じ、声が出なかったり、動けなかったりする場合も同意を得ることはできません。
- ③ 1つの行為ごとに同意が必要
相手と2人きりでお酒を飲むこと、2人きりで部屋で過ごすことなどには同意したからといって、それが性的行為にも同意したことにはなりません。



性的同意においては「対等な関係」で「積極的な同意」が行われることが重要となります。

また、性的同意の基本的な考え方では「Yes」という言葉での積極的な反応だけが同意とされ、「沈黙」や「笑ってはぐらかす」といった反応は同意したことにはなりません。積極的な同意がなく、一方的で強引に行われた性的行為はすべて「性暴力」となります。

性犯罪が厳罰化されました

◆ 強制性交等罪・強制わいせつ罪 → 「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」に

令和5年7月に改正された刑法では、「暴行」「脅迫」「障害」「虐待」「立場による影響力」などにより、「No と思うこと」「No と言うこと」「No という意思を貫き通すこと」が難しい状態で、以下のような性的な行為を行った場合にまで処罰の対象が拡大されました。

- 着替えやトイレ、入浴をのぞかれた
- アルコールや薬物を使用して性行為をされた
- プライベートゾーンを触られた
- 下着姿や裸の写真、動画を撮られた
- 望まないキスや性行為をさせられた
- SNS で知り合った相手から性的な被害を受けた
- 避妊に協力してくれない

◆ 性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げ

16歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつな行為をすると「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。

◆ わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求なども犯罪です！

16歳未満の子どもに対する以下の行為は、未遂であったとしても処罰の対象になります。

- ①わいせつ目的で、嘘をついたり金銭を渡すと言うなどして会うことを要求する
- ②その要求の結果、わいせつ目的で会う
- ③性的な画像を撮影して送信することを要求する

児童・生徒同士のトラブルも非常に増えています！

◆ 性的画像の盗撮は「撮影罪」！

正当な理由なく、人の性的な部位や下着などを密かに撮影すること、16歳未満の子どもの性的な部位や下着などを撮影する行為は「撮影罪」として処罰されます。

